報告第 3 号

臨時代理した事件(名張市立図書館業務民間委託事業者選考委員の 委嘱及び任命)の承認について

名張市立図書館業務民間委託事業者選考委員会設置要綱(平成18年教育委員会告示第13号)第5条の規定に基づく名張市立図書館業務民間委託事業者選考委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3年 3月 1日報告

名張市教育委員会 教育長 西 山 嘉 一

名張市立図書館業務民間委託事業者選考委員会委員名簿

	氏 名	職名
委 員 長	手島 左千夫	教育次長
学識経験者	宮 前 浩 幸	前図書館長
図書館協議会	澤田田鶴子	図書館協議会会長
教育委員会事務局職員	大 西 哲	教育総務室長
教育委員会事務局職員	要美義	文化生涯学習室長

○名張市立図書館業務民間委託事業者選考委員会設置要綱

平成18年7月31日教育委員会告示第13号

(設置)

第1条 名張市立図書館における図書館業務の一部民間委託を実施するに当たり、委託事業者を厳 正かつ公平に選考するため、名張市立図書館業務民間委託事業者選考委員会(以下「委員会」と いう。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、提案書、ヒアリング等の内容の評価を行い、最も適すると判断される事業者を 委託候補者として選定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員4名以内で組織する。

(委員長)

- 第4条 委員長は、教育次長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

- 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 図書館協議会委員
 - (3) 教育委員会事務局職員

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、第2条の選定までとする。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すると ころによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、名張市教育委員会図書館において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第6号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。